

■ 健康保険法等の対象となる訪問看護サービスと利用料金

・医師の指示で訪問看護のサービスが必要とされ、要介護認定で「自立」と判定された方や、厚生労働大臣が定める疾病の方（末期の悪性腫瘍、人工呼吸器を使用している方やパーキンソン病の方等）、介護保険の2号被保険者で要介護認定の対象にならない方及び40歳未満で訪問看護を利用される方は、健康保険法等により訪問看護サービスが提供されます。また、介護保険利用者が体調悪化による急性増悪等にて、医師より訪問看護特別指示書が交付された場合には医療保険での訪問看護となります。その際の利用料は、お手持ちの健康保険証及び各制度の医療受給者証に記載されている負担割合となります。

・厚生労働省が定める疾患の方で「指定難病受給者証」をお持ちの方は、上限額管理票を用いて利用料の確認をします。その月の訪問終了時に一度お預かりして確認させていただき、それに基づいて請求をいたします。次回訪問時には上限額管理票をご返却させていただきます。

・訪問看護は医師からの「訪問看護指示書」に基づきサービスの提供をさせていただきます。訪問看護指示書につきましては、医師の医療機関からの指示書料として請求されます。こちらの文書料は保険適応されます。

・訪問看護の利用は週3回が限度です。但し、厚生労働大臣が定める疾病の利用者や特別な管理を必要とする利用者はその限りではありません。

・基本利用料や一部負担金が一定額（高額医療費の限度額）を超えた場合は、申請により市町村又は保険者から超過額が払い戻されます。

・「国民健康保険限度額適用 標準負担額減額認定証」もしくは「後期高齢者医療限度額適用 標準負担額減額認定証」をお持ちの方は一定額を超えた場合は、それ以上お支払いする必要はございません。申請を希望される方は各区役所で手続きを行ってください。尚、ご提示がない場合には適応となりませんので、必ずご提示ください。

■ 医療保険の利用料金表

※ 下記は基本料のため、負担割合によって負担金額は異なります

項目		料金
> 訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日までの利用	5,500円 / 日
	週4日目以降の利用 ※末期がん、神経難病等の利用者	6,550円 / 日
> 訪問看護基本療養費（Ⅱ）	同一日2人まで	週3まで 5,500円
		週4以降 6,550円
	同一日3人まで	週3まで 2,780円
		週4以降 3,280円
> 訪問看護基本療養費（Ⅲ）		8,500円 / 2回まで
> 訪問看護管理療養費（機能強化型）		初日 12,830円
		それ以降 3,000円×日数

・訪問看護基本療養費（Ⅰ）とは、同一建物居住者以外の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費です。

・訪問看護基本療養費（Ⅱ）とは、同一日に同一建物居住者である利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費です。該当する利用者の人数が「2人」もしくは「3人以上」によって算定する金額が異なります。

・訪問看護基本療養費（Ⅲ）とは、在宅療養に向けて外泊をしている入院患者のうち、厚生労働大臣が定める状態の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費です。

・訪問看護管理療養費とは、安全に訪問看護サービスを提供できる体制を整えている訪問看護ステーションが、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行うことで算定できる療養費です。

■ 医療保険の加算

※ 下記は基本料のため、負担割合によって負担金額は異なります

項目	料金
難病等複数回訪問看護加算	1日に2回 4,500円
	1日に3回以上 8,000円
24時間対応体制加算	6,400円
特別管理加算	2,500円
※ 患者様の管理状態により金額が異なります	5,000円
早朝・夜間加算（6時から8時、18時から22時）	2,100円
深夜加算（22時から6時）	4,200円
緊急時訪問看護加算（医師の指示による訪問）	2,650円
複数名訪問看護加算（看護職員と看護師等の場合）	4,500円
（看護職員と看護補助職員の場合：1日1回）	3,000円
（看護職員と看護補助職員の場合：1日2回）	6,000円
（看護職員と看護補助職員の場合：1日3回以上）	10,000円
長時間訪問看護加算（週1回につき）	5,200円
乳幼児加算（1日につき） 3歳未満	500円
幼児加算（1日につき） 3歳以上6歳未満	500円
退院時共同指導加算	8,000円
特別管理指導加算	2,000円
退院支援指導加算（退院日に訪問）	6,000円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円
在宅患者連携指導加算	3,000円
専門管理加算	2,500円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円
訪問看護情報提供療養費	1,500円
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	25,000円

■ 医療保険におけるその他の料金

超過料金 (90分を超えた場合、30分毎)	日中：午前8時～午後6時	1,500円
	早朝：午前6時～午前8時 夜間：午後6時～午後10時	1,700円
	深夜：午後10時～午前6時	2,000円
休日料金	営業日以外の日（休日など）に訪問した場合1回につき	3,200円
外泊時訪問料金 (外泊時に訪問した場合)	日中：午前8時～午後6時（基本料金）	5,000円
	早朝：午前6時～午前8時 夜間：午後6時～午後10時	基本料金の25%加算
	深夜：午後10時～午前6時	基本料金の50%加算
交通費 ステーション車を利用した場合 (事業所からの走行距離)	片道 4km未満	200円
	片道 4km以上8km未満	300円
	片道 8km以上12km未満	400円
	片道 12km以上	600円
死後の処置	訪問看護に連続しての処置	10,000円
キャンセル料金	当日もしくは訪問時にキャンセルした場合	3,000円

・訪問時間は1回30分から90分です。90分を超えた場合は上記の超過料金をいただきます。但し、人工呼吸器を使用している方、特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の期間で訪問する方で90分を超えた場合は、週1回のみ長時間訪問の加算を算定します。週2回目以降は超過料金の対象となります。

・退院当日や外泊時の訪問は療養費の算定対象ではありませんが、翌日以降の訪問看護利用分に訪問退院支援指導加算を算定いたします。また、特別な管理が必要な利用者には特別管理加算を、退院前のカンファレンスを実施した場合には退院時共同指導加算を算定します。その他、特別管理指導加算（退院時共同指導加算を行い且つ特別な管理を必要とする場合）を初回時に算定します。

・上記金額は厚労相令より変更をする場合があります。

■ 介護保険の対象となる訪問看護・介護予防訪問看護の利用料金

サービスに要する時間	訪問看護内容	単位数	利用総額（円）
20分未満	訪問看護（Ⅰ）1	313+3 合計：316	3,226
	介護予防訪問看護（Ⅰ）1	302+3 合計：305	3,114
30分未満	訪問看護（Ⅰ）2	470+3 合計：473	4,829
	介護予防訪問看護（Ⅰ）2	450+3 合計：453	4,625
30分以上1時間未満	訪問看護（Ⅰ）3	821+3 合計：824	8,413
	介護予防訪問看護（Ⅰ）3	792+3 合計：795	8,116
1時間以上1時間30分未満	訪問看護（Ⅰ）4	1,125+3 合計：1,128	11,516
	介護予防訪問看護（Ⅰ）4	1,087+3 合計：1,090	11,128
理学療法士・作業療法士 言語療法士	訪問看護Ⅰ5 1回（20分以上）	293+3 合計：296	3,022
	予防訪問看護Ⅰ5 1回（20分以上）	283+3 合計：286	2,920
	訪問看護Ⅰ5 2超 1回60分(20分3回)	264+3 合計：273	2,787
	予防訪問看護Ⅰ5 2超 1回60分(20分3回)	142+3 合計：145	1,480

■ 介護保険の各種加算の利用料金

各種加算内容	単位数	利用総額（円）
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） / 介護予防緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	574	5,860
特別管理加算（Ⅰ） / 介護予防特別管理加算（Ⅰ）	500	5,105
特別管理加算（Ⅱ） / 介護予防特別管理加算（Ⅱ）	250	2,552
複数名加算（Ⅰ）：30分未満	254	2,593
複数名加算（Ⅰ）：30分以上	402	4,104
複数名加算（Ⅱ）：30分未満	201	2,052
複数名加算（Ⅱ）：30分以上	317	3,236
訪問看護初回加算	300	3,063
訪問看護退院時共同指導加算	600	6,126
看護・介護職員連携強化加算	250	2,552
ターミナルケア加算	2,000	20,420
看護体制強化加算Ⅱ	200	2,042

■ 介護保険のその他料金

超過料金（90分を超えた場合、30分毎）	日中：午前8時～午後6時	1,500円（税別）
	早朝：午前6時～午前8時 夜間：午後6時～午後10時	1,700円（税別）
	深夜：午後10時～午前6時	2,000円（税別）
退院日、外泊時訪問料金	退院時や外泊時の訪問	3,000円（税別）
死後の処置	訪問看護に連続しての処置	10,000円（税別）
交通費（実施区域以外）		一律500円